

(証券コード：3470)
平成29年9月14日

投資主各位

東京都港区虎ノ門一丁目1番21号
マリモ地方創生リート投資法人
執行役員 北方 隆 士

第2回投資主総会招集ご通知

拝啓 投資主の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本投資法人の第2回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ですが後記の投資主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書面に賛否をご表示いただき、平成29年9月28日（木曜日）午後5時45分までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人におきましては、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項に基づき、本投資法人規約第41条第1項及び第2項において、「みなし賛成」に関する規定を下記のとおり定めております。従いまして、投資主様が当日投資主総会にご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない投資主様につきましては、本投資主総会における各議案について、賛成されるものとみなされ、かかる投資主様の有する議決権の数は、出席した投資主様の議決権の数に算入されることとなりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

(本投資法人規約抜粋)

第41条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬 具

記

1. 日 時： 平成29年9月29日（金曜日）午前10時
(なお、受付開始時刻は午前9時30分を予定しております。)
2. 場 所： 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号
霞が関ビルディング 1階「プラザホール」
(末尾の投資主総会会場ご案内図をご参照ください。)

3. 投資主総会の目的である事項：

決議事項

- 第1号議案：規約一部変更の件
- 第2号議案：執行役員1名選任の件
- 第3号議案：監督役員2名選任の件
- 第4号議案：補欠執行役員1名選任の件
- 第5号議案：補欠監督役員1名選任の件

以上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主の方（1名）を代理人として本投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎投資主総会参考書類を修正する場合の周知方法
投資主総会参考書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を本投資法人のホームページ（<http://www.marimo-reit.co.jp/>）に掲載いたしますので、ご了承ください。
 - ◎当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用会社であるマリモ・アセットマネジメント株式会社による「運用状況報告会」を開催いたしますので、あわせてご参加くださいますようお願い申し上げます。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案：規約一部変更の件

1. 議案の要領及び変更の理由

(なお、本項において取り上げられている規約の条項号の番号については、特に断りのない限り、変更案における条項号の番号を示すものとします。)

- (1) 本投資法人の第1期の営業期間の終了により不要となった規定の削除を行うものであります。(現行規約第24条但書、別紙1. (1)及び2. (1)但書)
- (2) 本投資法人が合併を行った場合に備え、合併報酬に関する規定を新設する等所要の変更を行うものです。(変更案 別紙1. (5)及び2. (5))

2. 変更の内容

現行の規約の一部を、次のとおり変更しようとするものです。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 規 約	変 更 案
<p>第24条（営業期間及び決算期） 本投資法人の営業期間は、毎年1月1日から6月末日まで、及び7月1日から12月末日まで（以下、営業期間の末日をそれぞれ「決算期」という。）とする。<u>ただし、第1期の営業期間は、本投資法人成立の日から平成28年12月末日までとする。</u></p> <p>別紙 1. 報酬体系 (1) 運用報酬 I 各営業期間について、本投資法人の直前の決算期における貸借対照表（投信法に基づく役員会の承認を受けたものに限る。以下同じ。）に記載された総資産額に年率0.4%を上限として乗じた金額（1年365日として当該営業期間の実日数により日割計算。1円未満切捨て。）を運用報酬 I とする。 <u>ただし、本投資法人の設立後最初の営業期間の運用報酬 I については、当該営業期間中に本投資法人が取得した不動産等の取得価格に年率0.4%を乗じ、当該不動産等の取得日から第1期営業期間の末日までの実日数で日割計算をした金額（1円未満切捨て。）とする。</u></p> <p>(2)～(4)（省略）</p>	<p>第24条（営業期間及び決算期） 本投資法人の営業期間は、毎年1月1日から6月末日まで、及び7月1日から12月末日まで（以下、営業期間の末日をそれぞれ「決算期」という。）とする。</p> <p>別紙 1. 報酬体系 (1) 運用報酬 I 各営業期間について、本投資法人の直前の決算期における貸借対照表（投信法に基づく役員会の承認を受けたものに限る。以下同じ。）に記載された総資産額に年率0.4%を上限として乗じた金額（1年365日として当該営業期間の実日数により日割計算。1円未満切捨て。）を運用報酬 I とする。</p> <p>(2)～(4)（現行どおり）</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>2. 報酬の支払時期 本投資法人が上記1. 記載の報酬を支払う時期は、以下の通りとする。</p> <p>(1) 運用報酬 I 当該報酬営業期間の終了日の翌月末日までに支払う。<u>ただし、本投資法人の第1期営業期間の運用報酬 I については、第1期営業期間に係る決算期の翌月末日までに支払う。</u></p> <p>(2)～(4) (省略)</p>	<p>(5) <u>合併報酬</u></p> <p><u>本投資法人の新設合併又は吸収合併（本投資法人が吸収合併存続法人である場合及び吸収合併消滅法人となる場合を含む。以下同じ。）（以下、併せて「合併」と総称する。）の相手方の保有資産等の調査及び評価その他の合併に係る業務を実施し、当該合併の効力が発生した場合、当該相手方が保有する不動産関連資産のうち当該新設合併の新設合併設立法人又は当該吸収合併の吸収合併存続法人が承継し又は保有するものの当該合併の効力発生日における評価額（以下「評価額」という。）の合計額に1.0%を上限として乗じた金額（1円未満切捨て。）を合併報酬とする。ただし、資産運用会社の定める利害関係人等取引規程に定義される利害関係人等に該当する投資法人又は利害関係人等がその資産の運用を受託している投資法人と合併を行った場合においては、評価額の合計額に0.5%を上限として乗じた金額（1円未満切捨て。）を合併報酬とする。</u></p> <p>2. 報酬の支払時期 本投資法人が上記1. 記載の報酬を支払う時期は、以下の通りとする。</p> <p>(1) 運用報酬 I 当該報酬営業期間の終了日の翌月末日までに支払う。</p> <p>(2)～(4) (現行通り)</p>

現 行 規 約	変 更 案
(新設)	<p>(5) <u>合併報酬</u> <u>本投資法人（新設合併の場合は新設合併設立法人とし、本投資法人が吸収合併消滅法人である吸収合併の場合は吸収合併存続法人とする。）は、合併報酬を、合併の効力発生日の属する月の月末から1ヶ月以内に資産運用会社に対して支払う。</u></p>

第2号議案：執行役員1名選任の件

執行役員北方隆士から、任期の調整のため、本投資主総会の終結のときをもって一旦辞任する旨の申し出があったため、本投資主総会において改めて執行役員1名の選任をお願いするものです。本議案において、執行役員の任期は、本投資法人規約第45条第1項第2文を適用し、就任する平成29年9月29日より、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される執行役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとします。

なお、執行役員の選任に関する本議案は、平成29年8月14日開催の本投資法人役員会において、本投資法人の監督役員の全員の同意によって本投資主総会への提出が決議されたものです。

執行役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴、本投資法人における地位及び担当並びに重要な兼職の状況
きたがた たかし 北方 隆士 (昭和50年12月21日)	平成10年 4月 蝶理株式会社 入社 住宅都市開発部
	平成14年 4月 蝶理都市開発株式会社 出向
	平成16年 8月 株式会社ファンドクリエーション 入社 不動産投資部 主任
	平成17年 6月 F Cリート・アドバイザーズ株式会社 出向 不動産運用部 マネージャー
	平成17年12月 株式会社ファンドクリエーション不動産投資部 マネージャー
	平成19年 6月 株式会社ファンドクリエーション 不動産投資部 シニアマネージャー
	平成22年 6月 株式会社ファンドクリエーション アジア事業推進室 室長
	平成24年 1月 有限会社ヘラクレス・プロパティ 兼任出向 取締役
	平成25年 1月 株式会社ファンドクリエーション 事業開発部 シニアマネージャー
	平成27年 1月 株式会社ファンドクリエーション 事業開発部兼不動産投資部 シニアマネージャー
	平成27年 6月 マリモ・アセットマネジメント株式会社 代表取締役社長
	平成27年 9月 マリモ・アセットマネジメント株式会社 代表取締役社長兼投資部長
	平成28年 1月 マリモ・アセットマネジメント株式会社 代表取締役社長 (現任)
	平成28年 2月 マリモ地方創生リート投資法人 執行役員 (現任)

- ・ 上記執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・ 上記執行役員候補者は、本投資法人の資産運用会社であるマリモ・アセットマネジメント株式会社の代表取締役社長です。その他、上記執行役員候

補者と本投資法人との間に特別の利害関係はありません。

- 上記執行役員候補者は、現在、本投資法人の執行役員として、本投資法人の業務全般を執行しております。

第3号議案：監督役員2名選任の件

監督役員藤間義雄及び田中美穂から、任期の調整のため、本投資主総会の終結のときをもって一旦辞任する旨の申し出があったため、本投資主総会において改めて監督役員2名の選任をお願いするものです。

本議案において、監督役員の任期は、本投資法人規約第45条第1項第2文を適用し、就任する平成29年9月29日より、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される監督役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとします。

監督役員候補者は次のとおりです。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、本投資法人における地位及び重要な兼職の状況	
1	ふじま よしお 藤間 義雄 (昭和23年1月8日)	昭和49年11月 平成 2年 9月 平成 8年 8月 平成23年 6月 平成24年 5月 平成28年 2月 平成28年 6月	監査法人中央会計事務所 入所 中央新光監査法人 社員 中央監査法人 代表社員 株式会社JIEC 監査役 ネオス株式会社 監査役 マリモ地方創生リート投資法人 監督役員 (現任) 株式会社JIEC 取締役・監査等委員 (現任)
2	たなか みほ 田中 美穂 (昭和49年12月1日)	平成16年10月 平成19年 2月 平成23年 5月 平成27年 7月 平成28年 2月 平成28年 9月	あさひ・狛法律事務所 (現西村あさひ法律事務所) TMI総合法律事務所 米国シガン大学ロースクール(LL.M.) 卒業 芝経営法律事務所 パートナー (現任) マリモ地方創生リート投資法人 監督役員 (現任) 地主プライベートリート投資法人 監督役員 (現任)

- ・ 上記監督役員候補者両名は、いずれも、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・ 上記監督役員候補者両名と本投資法人との間には、いずれも、特別の利害関係はありません。
- ・ 上記監督役員候補者両名は、いずれも、現在、本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しております。

第4号議案：補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備えて、平成29年9月29日付で補欠執行役員1名の選任をお願いするものです。

本議案において、補欠執行役員1名の選任に係る決議が効力を有する期間は、本投資法人規約第45条第1項第3文の定めにより、第2号議案における執行役員の任期が満了するときまでとなります。

なお、補欠執行役員の選任に関する本議案は、平成29年8月14日開催の本投資法人役員会において、本投資法人の監督役員の全員の同意によって本投資主総会への提出が決議されたものです。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	
さ さ き けんいち 佐々木 謙一 (昭和50年4月6日)	平成10年 4月	株式会社フランドル 入社
	平成12年 2月	株式会社マリモ 住宅流通事業部 入社
	平成17年 5月	株式会社マリモ 中部支店長
	平成26年 4月	株式会社マリモ 横浜支店長
	平成27年 6月	マリモ・アセットマネジメント株式会社 出向
	平成27年 6月	マリモ・アセットマネジメント株式会社 取締役兼投資運用部長
	平成27年 9月	マリモ・アセットマネジメント株式会社 取締役兼資産運用部長
平成29年 7月	マリモ・アセットマネジメント株式会社 取締役兼投資部長兼資産運用部長 (現任)	

- ・上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の資産運用会社であるマリモ・アセットマネジメント株式会社の取締役兼投資部長兼資産運用部長です。その他、上記補欠執行役員候補者と本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
- ・なお、上記補欠執行役員候補者については、その就任前に本投資法人役員会の決議をもってその選任の取消しを行う場合があります。

第5号議案：補欠監督役員1名選任の件

監督役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備えて、平成29年9月29日付で補欠監督役員1名の選任をお願いするものです。

本議案において、補欠監督役員1名の選任に係る決議が効力を有する期間は、本投資法人規約第45条第1項第3文の定めにより、第3号議案における監督役員の任期が満了するときまでとなります。

補欠監督役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	
まつもと たく 松本 拓生 (昭和47年11月22日)	平成11年 4月	第二東京弁護士会登録
	平成17年 5月	Duke University School of Law (LL.M.) 卒業
	平成18年 3月	ニューヨーク州弁護士資格取得
	平成19年 1月	TMI総合法律事務所 パートナー就任
	平成22年 4月	東京大学法科大学院客員准教授
	平成26年 4月	恵比寿松本法律事務所 開業（現任）

- ・ 上記補欠監督役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・ 上記補欠監督役員候補者と本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。
- ・ なお、上記補欠監督役員候補者については、その就任前に本投資法人役員会の決議をもってその選任の取消しを行う場合があります。

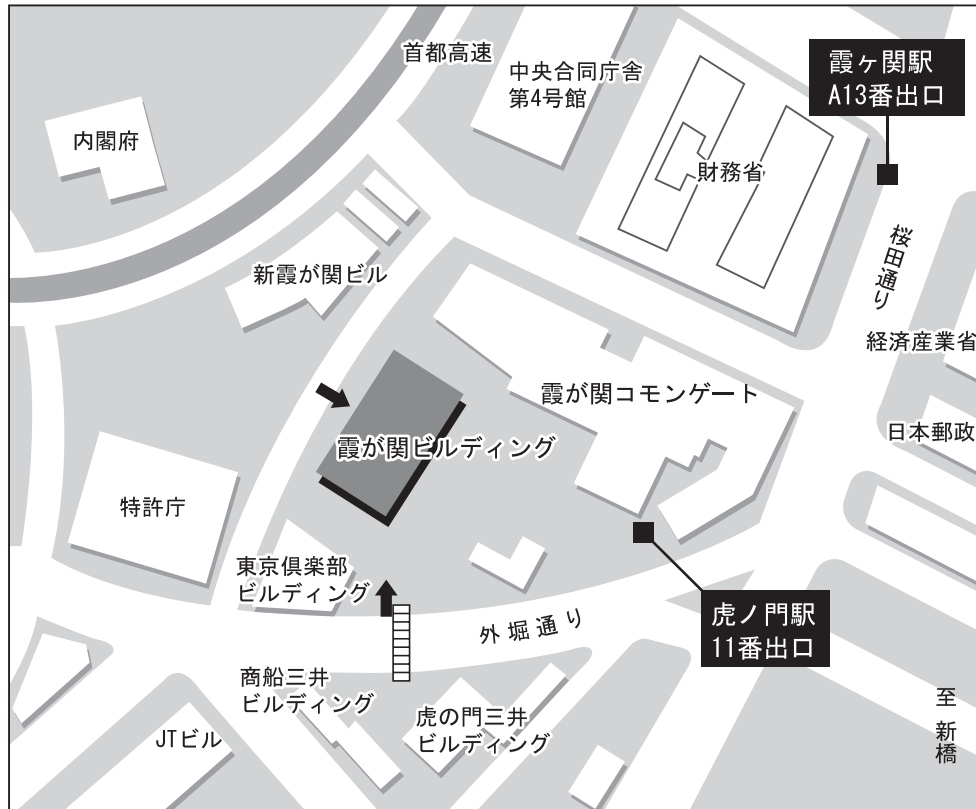
参考事項

本投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、本投資法人規約第41条第1項及び第2項に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記の第1号議案、第2号議案、第3号議案、第4号議案及び第5号議案の各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しておりません。

以 上

第2回投資主総会会場ご案内図

会場 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号
霞が関ビルディング 1階「プラザホール」
連絡先 03-6324-1091



交通のご案内

- 東京メトロ銀座線「虎ノ門」駅11番出口より徒歩3分
- 東京メトロ丸ノ内線、千代田線、日比谷線「霞ヶ関」駅
A13番出口より徒歩5分